

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査は、市町村事業調査、認可外保育施設利用世帯調査及び認可外保育施設調査から構成され、それぞれ3年周期で調査を実施している。また、平成27年からは、子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）に対する調査を毎年実施している。平成28年は、認可外保育施設利用世帯調査、認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査を実施した。

## 2 調査の対象及び客体

### (1) 認可外保育施設利用世帯調査

児童福祉法に基づいて届出された全国の認可外保育施設（ベビーホテル及びその他の認可外保育施設）から、層化無作為に認可外保育施設を抽出し、その認可外保育施設を利用する世帯を客体とした。

### (2) 幼稚園型認定こども園調査

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて設置又は認定された全国の幼稚園型認定こども園を対象とし、その全数を客体とした。

### (3) 地方裁量型認定こども園調査票

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて設置又は認定された全国の地方裁量型認定こども園を対象とし、その全数を客体とした。

### (4) 家庭的保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の家庭的保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

### (5) 居宅訪問型保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の居宅訪問型保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

### (6) 事業所内保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の事業所内保育事業を対象とし、その

全数を客体とした。

	調査対象数	回収数	回収率	有効回答数
認可外保育施設	7,404	7,233	97.7%	7,233
ベビーホテル	1,584	1,517	95.8%	1,517
その他の 認可外保育施設	5,820	5,716	98.2%	5,716
幼稚園型認定こども園 調査	540	532	98.5%	532
地方裁量型認定こども 園調査	58	55	94.8%	55
家庭的保育事業調査	955	637	66.7%	637
居宅訪問型保育事業調 査	4	4	100.0%	4
事業所内保育事業調査	323	302	93.5%	302

※認可外保育施設利用世帯調査は、調査対象となった認可外保育施設数について記載している。

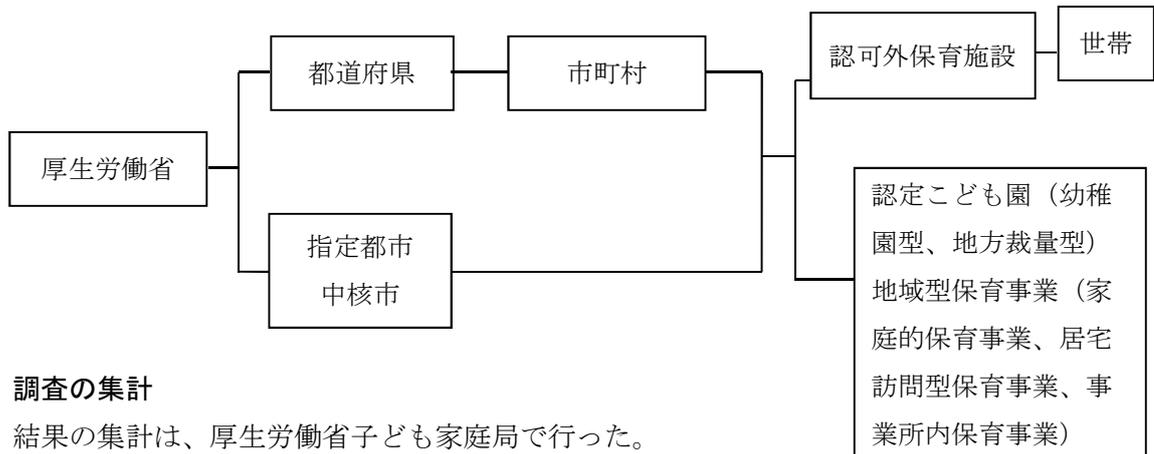
### 3 調査の期日

平成28年10月1日

#### 4 調査事項

- (1) 認可外保育施設利用世帯調査：世帯の状況、利用時刻、月額利用料、施設を選択した理由 等
- (2) 認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査：施設・事業所数、利用児童数 等

#### 5 調査方法及び系統



#### 6 調査の集計

結果の集計は、厚生労働省子ども家庭局で行った。

#### 7 利用上の注意

- (1) 表章記号の規約  
「-」：計数がない場合
- (2) 計数の四捨五入により、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。
- (3) 認可外保育施設利用世帯調査について、平成 28 年調査は母集団推計を行わず実数での集計としたため、経年比較はできない。